

奈良県消費生活センター規則及び奈良県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第七十九号

奈良県消費生活センター規則及び奈良県消費生活条例施行規則の一部を改正する  
規則

(奈良県消費生活センター規則の一部改正)

**第一条** 奈良県消費生活センター規則(昭和四十五年五月奈良県規則第十八号)の一部  
を次のように改正する。

第一条中「管理」を「管理運営」に改める。

第二条の見出しを「(開館時間等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 センターにおいて消費生活に関する相談を行う時間は、午前九時から午後四時三  
十分までとする。ただし、必要があるときは、これを変更することがある。

(奈良県消費生活条例施行規則の一部改正)

**第二条** 奈良県消費生活条例施行規則(平成三年三月奈良県規則第四十六号)の一部を  
次のように改正する。

第九条を削り、第九条の二を第九条とし、第九条の三を第九条の二とする。

第一号様式中「第9条の2」を「第9条」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。